

資料編

目次

1. 宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要項	1
2. 宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会 有識者意見聴取会議有識者名簿	3
3. 宇治市新型インフルエンザ等対策本部条例	4
4. 宇治市新型インフルエンザ等対策本部の組織	5
5. 宇治市新型インフルエンザ等対策本部各班の編成および業務分掌一覧表	6
6. 宇治市感染症等予防庁内連絡会議実施要項	9
7. 予防接種体制の構築	12
8. 特定接種の対象となり得る業種・職務について	15
9. 正しい手の洗い方・咳エチケットについて	30

○宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するため、宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者によって組織する。

- 2 委員長は第2副市長、副委員長に健康長寿部長及び危機管理監をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 会議に付議する事項の審議、調整、立案等を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会を、別表第2に掲げる職にある者によって組織し、部会長を健康長寿部副部長、副部会長を健康づくり推進課長及び危機管理室長をもって充てる。
- 3 部会長は、作業部会における審議状況及び結果を策定委員会に報告しなければならない。
- 4 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しようとするときには、感染症に関する専門的な知識を有する者のほか、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

別表第1（第3条関係）

委員長	第2副市長			
副委員長	健康長寿部長 危機管理監			
委員	市長公室長 人権環境部長 建設部長 公営企業上下水道部長	政策企画部長 福祉子ども部長 都市整備部長 教育部長	総務・市民協働部長 技監 議会事務局長 消防長	産業観光部長 理事 監査委員事務局長

別表第2（第5条関係）

部会長	健康長寿部副部長		
副部会長	健康づくり推進課長・危機管理室長		
対策本部の各班長（※1）			
総務班（市長公室副部長）	情報班（政策企画部副部長）	消防班（消防本部副消防長）	
福祉班（福祉子ども部副部長）	生活環境班（人権環境部副部長）	建設班（建設部副部長）	
上水道班（上下水道部副部長）	下水道班（上下水道部技術参事）	教育班（教育部副部長）	
産業班（産業観光部副部長）	調達班・復興班（会計管理者）	地区統括班（総務・市民協働部副部長）	

※1 宇治市災害対策本部条例（昭和38年宇治市条例第24号）第3条第2項に規定する班長とする。

○宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会有識者意見聴取会議

有識者名簿

区分	所属など	氏名
医療	宇治久世医師会 会長	幸道 直樹
	宇治久世医師会 理事 感染症(診療所)担当	田中 秀明
学識	京都府保健環境研究所 所長	藤田 直久
人権	人権擁護委員	岩崎 明美
商工	宇治商工会議所 副会頭	西村 三典
関係行政機関	京都府山城北保健所 所長	重見 博子

(順不同:敬称略)

宇治市条例第31号

宇治市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、宇治市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 宇治市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 宇治市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ市長が定める順位によりその職務を代理する。

3 宇治市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国及び京都府の職員並びにその他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 対策本部に班を置く。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宇治市新型インフルエンザ等対策本部の組織

【市対策本部の構成員】

本部長	市長
副本部長	副市長
	副市長
	教育長
本部事務局長	危機管理監
本部事務局次長	健康長寿部長
本部員	市長公室長
	技監
	理事
	政策企画部長
	総務・市民協働部長
	産業観光部長
	人権環境部長
	福祉こども部長
	建設部長
	都市整備部長
	監査委員事務局長
	議会事務局長
	上下水道部長
	教育部長
消防長	
事務局	危機管理室・健康づくり推進課

○宇治市新型インフルエンザ等対策本部各班の編成及び業務分掌一覧表

班名	事務分掌	担当部署等
総務班	(1) 要員の勤務及び配置に関する事。 (2) 公務災害補償に関する事。 (3) 庁舎の維持管理に関する事。 (4) 市民からの問い合わせ等の対応に関する事。 (5) 特定接種の実施に関する事。 (6) 車両の運行及び管理に関する事。 (7) 他の班の応援に関する事。 (8) 職員の安否・罹患状況の把握に関する事。 (9) 職員の健康の確保に関する事。 (10) パニック、風評被害、人権侵害等に関する事。	秘書広報課車両係 人事課 職員厚生課 政策戦略課 財政課 総務課 資産活用推進課 税務課 市民課 人権啓発課 男女共同参画課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
情報班	(1) 広報活動に係る情報の収集に関する事。 (2) 市民への広報活動に関する事。 (3) 関係機関及び各班への情報の提供に関する事。 (4) 報道機関との連絡調整に関する事。 (5) パニック、風評被害、人権侵害等の発生を防止するための適切な情報提供に関する事。 (6) 議会への情報提供に関する事。	秘書広報課秘書係 秘書広報課広報係 デジタル政策課 市民協働推進課市民相談係 議会事務局
消防班	(1) 患者の移送・搬送に関する事。	消防本部 各消防署

福祉班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児・妊産婦・高齢者・障害のある人等の支援に関すること。 (2) 国・府（保健所）との連絡調整に関すること (3) 日本赤十字社及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関すること。 (5) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 (6) 他市町村との連絡調整に関すること。 (7) 市民の感染防止及びまん延防止に関すること。 (8) 市民の健康相談窓口の設置に関すること。 (9) 市民に対する予防接種に関すること。 (10) 保育所の児童の感染防止及びまん延防止に関すること。 (11) 保育所の児童の欠席状況の把握及び臨時休業に関すること。 (12) 育成学級の児童の感染防止及びまん延防止に関すること。 (13) 育成学級の児童の欠席状況の把握及び臨時休業に関すること。 (14) その他社会福祉施設の感染防止対策及び連絡調整に関すること。 (15) 遺体の安置に関すること。 (16) その他生活支援に関すること。 	福祉こども部 健康長寿部
生活環境班	<ul style="list-style-type: none"> (1) ごみ等廃棄物の処理に関すること。 (2) 消毒作業に関すること。 (3) 遺体の火葬及び埋葬に関すること。 	環境企画課 まち美化推進課
建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共交通機関への感染防止対策の対応の要請に関すること。 	建設総括室 建設部 都市整備部

上水道班	(1) 飲料水及び生活用水の供給及び確保に関すること。	上下水道総務課水道経営係 営業課 工務課 配水課 水管理センター
下水道班	(1) 下水道施設の維持管理に関すること。	上下水道総務課総務係 下水道計画課 下水道施設保全課 水管理センター
教育班	(1) 教職員への感染防止対策の対応の要請に関すること。 (2) 児童及び生徒の感染防止及びまん延防止に関すること。 (3) 児童及び生徒の欠席状況の把握及び臨時休業に関すること (4) 学校教育活動の再開に関すること。	教育委員会事務局 学校その他の教育機関
産業班	(1) 家畜の被害調査、退避及び防疫に関すること。 (2) 農林に関する施設(林道を含む。)との連絡調整に関すること。 (3) 産業及び観光に関する被害の調査及び連絡調整に関すること。 (4) 観光客に対する感染防止対策に関すること。	農林茶業課 産業振興課 観光振興課 文化スポーツ課 農業委員会事務局
調達班	(1) 市民に対する必要物資の調達に関すること。 (2) 動員された要員に対する必要物資の調達に関すること。 (3) その他必要な物資、資材等の調達に関すること。	契約課 会計室

宇治市感染症等予防庁内連絡会議実施要項（内規）

（目的及び実施）

第1条 宇治市域における感染症及び食中毒等における関係部局間の連携の確保や情報収集及び情報共有等を目的とし、宇治市感染症等予防庁内連絡会議（以下「会議」という）を実施する。

（担当事務）

第2条 会議は前条の感染症及び食中毒等に関し、次に掲げる事務を担当する。

- （1） 情報の収集に関すること。
- （2） 必要な関係機関との連携に関すること。
- （3） 庁内部課等の連絡調整に関すること。
- （4） 市民及び関係者に対する広報、啓発に関すること。
- （5） その他、必要な感染症、食中毒等予防対策に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表1に掲げる者により構成する。

2 委員長は健康長寿部健康づくり推進課長をもって充てる。

（会議）

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、健康長寿部健康づくり推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成26年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

感染症等予防庁内連絡会議

令和 7 年 4 月 1 日現在

役 職	所 属 部	職 名
委員長	健 康 長 寿 部	健康づくり推進課長
委 員	市 長 公 室	秘書広報課長 職員厚生課長
	危 機 管 理 室	危機管理室長
	総務・市民協働部	総務課長 資産活用推進課長 市民協働推進課長
	産 業 観 光 部	農林茶業課長 産業振興課長 観光振興課長 文化スポーツ課長
	人 権 環 境 部	人権啓発課長 環境企画課長 まち美化推進課長
	福 祉 こ ど も 部	地域福祉課長 障害福祉課長 こども福祉課長 保育支援課長 保健推進課長
	健 康 長 寿 部	介護保険課長 長寿生きがい課長
	建 設 部	住宅課長
	都 市 整 備 部	公園緑地課長
	公営企業上下水道部	上下水道総務課長
	教 育 部	教育総務課長 学校管理課長 生涯学習課長 博物館管理課長 学校教育課長 教育支援課長
	消 防 本 部	消防総務課長 警防救急課長
	庶 務	健 康 長 寿 部

予防接種体制の構築（令和3年度での実施内容）

1. 方法

個別接種と集団接種の併用

2. 個別接種

- ①宇治久世医師会を通して、協力医療機関希望の調査及び、1日の接種可能人数について把握
- ②約70の医療機関が協力
- ③個別接種 想定接種人数 5,000～7,000人/1週間

3. 集団接種

集団接種会場および想定接種人数

接種場所	実施曜日	実施時間	最大想定 レーン数	最大想定接種人数
宇治市役所	土曜日	午前：4時間 午後：4時間	4	960人/1日
	日曜日	午前：4時間 午後：4時間	4	960人/1日
宇治徳洲会病院	日曜日	午前：4時間 午後：4時間	4	960人/1日
宇治武田病院	日曜日	午前：4時間 午後：4時間	3	720人/1日
合計			15	3600人/1日

※1レーンあたり 30人/1時間（120人/4時間 240人/1日）

※実施時間 午前：9:00～13:00 午後：14:00～18:00

※令和3年度は、接種を促進するため、平日に宇治文化センターの大ホールホワイエを使用して、期間限定で3レーンで実施（午前3時間、午後4時間 630人/1日）

※上記は、最大想定数であり、実際は、予約人数に合わせ、3レーンでの実施が多かった

4. 接種の流れ及び内容

	内容
①予診票チェック・検温	予診票の記入漏れがないか確認する。また、検温し予診票に記入する
②受付	必要書類（接種券・予診票・本人確認できる物）と予約の確認を行う
③相談	看護師が、接種についての疑問や不安に対して相談にのる
④予診	医師が接種の可否の判断を行う
⑤接種	看護師が、1人は接種、1人は介助で接種を行う
⑥接種済証発行	接種済証を発行する
⑦VRSの読み込み	VRSに接種情報を読み込む
⑧経過観察	観察時間中の体調不良等がないか観察、必要により救護を行う
※充填	薬剤をシリンジに充填し、接種の準備を行う

5. 役割と人数配置

(人)

業務	業種	4レーン	3レーン
予診票チェック・検温	運営スタッフ	2	2
受付	運営スタッフ	3	2
健康相談	看護師	1	1
予診	医師	4	3
充填	薬剤師	1	1
	看護師	8	6
接種	看護師		
接種済証発行	運営スタッフ	4	3
VRSへ入力	職員事務	2	2
経過観察	看護師	4	3
	歯科医師	1	1
責任者	保健師	2	2
誘導など	運営スタッフ	7	7

途中から運営スタッフ

市役所のみ

※運営スタッフは、委託業者が手配。

※運営スタッフ以外は、半日で必要な人数

※職員事務は、会場の責任者として管理職1人、事務職1人

※保健師は、接種の管理者として、ワクチンの準備、看護師の配置決め、救護対応
など、2人で実施

※市役所に、担当課の管理職等2人を集団接種の統括として配置

6. 人員確保方法について

医師	宇治久世医師会に調整後、医師会会員に出務の可否調査を実施し、シフトを作成し、通知。
歯科医師	宇治久世歯科医師会に出務参加の打診を行い、日時を提供。歯科医師会でシフトを作成され提供。
薬剤師	城南薬剤師会に調整後、城南薬剤師会会員に出務参加の可否調査を実施し、シフトを作成し、通知
看護師	看護師募集のチラシを、説明会で配布。履歴書を送付いただき、シフト作成し、通知。
運営スタッフ	集団接種の運営を業者に委託。(委託内容：会場レイアウト、マニュアル作成、運営スタッフの手配、会場設営、当日の運営)
職員事務	人事課に相談し、庁内応援体制とする。人事課にて、シフト作成。管理職と一般職のペア
保健師	保健師チームで統括保健師がシフト作成

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するための基本的な考え方は以下のとおり整理されている。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1: 新型インフルエンザ等医療型、A-2: 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	協定締結医療機関等において新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、JIHS、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士）	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
重大・緊急医療型	A-2	構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士）	厚生労働省

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者（要介護度3以上、障害程度区分4（障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分2と同程度）以上又は未就学児以下）がいる入所施設と訪問事業所 介護等の生命維持に関わるサービスを直接行う職員（介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等）と意思決定者（施設長）	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売、配送	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
体外診断用	B-2	体外診断用医	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
医薬品製造業	B-3	薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	等医療又は重大・緊急医療に用いる体外診断用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の販売、配送	厚生労働省
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務に関連するシステムの保守業務	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業沿海運業内陸水運業船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務、運転指令業務、信号取扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務（電力指令業務、保線 指令業務）、情報システムの管理業務	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視、保修・点検、故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保修・点検・故障・障害対応、電力系統の運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保修・点検・故障・障害対応	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材、編成・番組制作、番組送出、現場からの中継、放送機器の維持管理、放送システム維持のための専門的な要員の確保	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受・配達	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞（一般紙）の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材業務、編集・制作業務、印刷・販売店への発送業務、編集・制作システムの維持のための専門的な要員の確保	経済産業省
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通、金融事業者間取引	金融庁内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理、工業用水道設備の補修・点検・故障・障害対応	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
下水道業	—	下水道処理施設 維持管理業 下水道管路施設維持 管理業	新型インフルエンザ等発 生時における下 水道の適切な運営	処理場における水処 理・汚泥処理に係る監 視・運転管理、ポンプ 場における監視・運転 管理、管路における緊 急損傷対応	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発 生時における必要な水道 水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配 水管理、水道施設の故 障・障害対応、水質検 査	国土交通省
金融証券決済 事業者	B-4	全国銀行資金決 済ネットワーク 金融決済システ ム	新型インフルエンザ等発 生時における金 融システムの維持	金融機関間の決済、 CD/ATM を含む決済イン フラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所 等		銀行等が資金決済や資 金供給を円滑に行うた めに必要な有価証券や 派生商品の取引を行う ための注文の受付、付 合せ、約定	
		金融商品取引 清算機関		有価証券や派生商品の 取引に基づく債務の引 受け、取引の決済の保 証	
		振替機関		売買された有価証券の 権利の電子的な受渡し	
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発 生時における石油製品 (LP ガスを含む。)の供 給	石油製品 (LP ガスを含 む。)の輸送・保管・出荷・ 販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転、原料及び製品の入出荷、保安防災、環境保全、品質管理、操業停止、油槽所における製品配送及び関連業務、貯蔵管理、保安防災、環境保全、本社・支店における需給対応（計画・調整）、物流の管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房・給湯の供給監視・調整、設備の保守・点検、製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	食料品の調達・配達、消費者への販売業務	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。） <u>の販売</u>	食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存 食料品製造業 精穀・製粉業パ ン・菓子製造業 レトルト食品製 造業 冷凍食品製造業 めん類製造業処 理牛乳・乳飲料 製造業（育児用 調整粉乳に限 る）	新型インフルエンザ等発 生時における最低限の食 料品の供給	最低限の食料品の製 造、資材調達、出荷業 務	農林水産省
飲食料品卸売 業	B-5	食料・飲料卸売 業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発 生時における最低限の食 料品及び食料品を製造す るための原材料の供給	食料品・原材料の調 達・配達・販売業務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリン スタンド）	新型インフルエンザ等発 生時における LP ガス、 石油製品の供給	オートガススタンドに おける LP ガスの受入・ 保管・販売・保安点検サ ービスステーションに おける石油製品の受入・ 保管・配送・販売・保安 点検	経済産業省
その他の生活 関連サービス 業	B-5	火葬・墓地管理 業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
その他の生活 関連サービス 業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際し て、直接遺体に触れる 作業（創傷の手当・身 体の清拭・詰め物・着 衣の装着）	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省 厚生労働省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収集運搬、焼却処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(注4) 水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

(注5) 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務
区分3：民間の登録事業者と同様の職務
区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	区分 1	統括庁
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	区分 1	統括庁
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	区分 1	統括庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	推進会議委員	区分 1	統括庁
各省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	区分 1	各省庁
各省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり。 ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各省庁対策本部構成員 各省庁対策幹事会 構成員各省庁対策本部 事務局担当者	区分 1	各省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員動物検疫所 職員入国管理局職員税 関職員	区分 1	厚生労働省農 林水産省法務 省財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の 開発・作製	JIHS 職員	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分 1	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分 1	—
住民への予防接種、協定指定医療機関との調整、疫学的調査、検体の採取	保健所職員市町村保健師 市町村保健センター職員	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議 (秘書業務を含む。)	国会議員国会議員公設秘書(政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書)	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	区分 1	—
国会の運営	衆議院事務局職員参議院事務局職員	区分 1	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	衆議院法制局職員参議院法制局職員	区分 1	—

区分 2 : 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分 1 区 分 2	警察庁
救急消火、救助等	消防職員消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	区分 1 区 分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	区分 1 区 分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務自衛隊の指揮監督	防衛省職員	区分 1 区 分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員各省庁職員	区分 2	内閣官房各省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立、県立・市町村立 の医療施設職員	区分 3	—
重大・緊急医療型			—
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村立 の介護・福祉施設職員	区分 3	—
電気業	電気業に従事する職員	区分 3	—
ガス業	ガス業に従事する職員	区分 3	—
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分 3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事 する職員	区分 3	—
航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員、航空 交通管制部職員	区分 3	国土交通省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事す る職員	区分 3	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従 事する職員	区分 3	—
上水道業	上水道業に従事する職 員	区分 3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業 に従事する職員	区分 3	—
工業用水道業	工業用水道業に従事す る職員	区分 3	—
特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理 業	下水道業に従事する職 員	区分 3	—



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのぼすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



詳しい情報はこちら

厚労省

検索

